

那覇市役所本庁舎非常放送 AMP 架更新工事 仕様書

1. 修繕名：那覇市役所本庁舎非常放送 AMP 架更新工事
2. 修繕場所：那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）
3. 期間：契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
4. 修繕内容：那覇市役所本庁舎非常放送 AMP 架更新工事（放送設備本体の取替）

品名	参考仕様（同等品可） JVC ケット EM-1500 シリーズ	数量	単位
非常・業務兼用放送架（1080W/60 回線）	以下参照	1	式
非常業務操作器 20 局 （日本語・英語・中国語・韓国語対応）	EM-156	1	台
回線追加ユニットケース 5 局	EM-ES12-10	2	台
回線追加ユニット	EM-ES5	4	台
多言語対応 C F カード（日・英・中・韓）	EME156CF4-2J	1	台
主入力制御ユニット	EM-Y152	1	台
回線制御ユニット 20 局	EM-L152	3	台
デジタルパワーアンプ（360W）	EM-A942D	3	台
非常業務予備電源ユニット	EM-N152	2	台
ニッケルカドミウム蓄電池	NB-60	3	台
主電源ユニット	EM-P11B	2	台
モニターユニット	TZ-5111B	1	台
ミキサーユニット	EM-M102	1	台
ケーブルセット	EM-CN90	1	式
ファンユニット	PS-RU40	1	台
ブランクパネル	PA-U1	1	枚
ブランクパネル	PA-U2	1	枚
マルチリモートマイクロホン	PA-C620	3	台

5. 取替機器については、同等品でも可とするが、次の条件を満たしていることが確認できる書類を事前に提出し、発注者の承諾を得ること。
 - （1）性能が同等以上であること。
 - （2）既存の音響機器類（別紙「現在の機器構成表」参照）との互換性があること。
6. 作業要件
 - （1）作業期間中の現場には次の要員を置くものとする。
 - ① 現場代理人 作業現場に常駐で配置すること。ただし、事前準備期間中等、現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について現場における常駐を要しない期間等を定めることができる。

② 主任技術者 主任技術者は、次のア及びイの資格を満たす者を選任すること。

ア 消防設備士 甲種第4種

イ 第一種または第二種電気工事士

※①及び②は兼ねることができる。

※①及び②については、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3カ月以上の継続した雇用関係）を有する者とする。

(2) 施工前の調査等を含め、修繕の一部を下請負させる場合には、再委託者通知書（第11号様式）に必要書類を添付し、誓約書及び同意書（第12号様式）と一緒に提出すること。

(3) 作業日程及び作業詳細については、庁舎利用に支障が生じないように、発注者と調整すること。

(4) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については、十分に注意して作業を行うこと。

(5) 本修繕中は、必要な養生の措置を講じること。

7. 動作確認

機器の取替・配置完了後、正常に稼働することを確認するため（取替前の設定が引き継がれているかの確認を含む）、発注者立ち会いの下に動作確認を行うこと。

8. 提出書類

- ・着手届（様式第9号） ・現場代理人届（第10号様式）
- ・再委託者通知書（第11号様式 必要に応じて） ・誓約書及び同意書（第12号様式 必要に応じて）
- ・工程表 ・施工計画書 ・納入仕様書 ・完了届（第13号様式）
- ・修繕写真 ・操作マニュアル ・その他必要なもの

9. その他

(1) 本修繕における諸経費は、契約工期におけるTの計算ではなく、実際に施工にかかる工期のT＝2カ月とし、契約工期より早く完成した場合でも請負金額の減額は行わない。

(2) 本修繕を実施するにあたり、関係法令を遵守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

(3) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、全て受注者が適正処理を行うこと。

(4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、全て受注者がこれを代行すること。

(5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ他の目的に使用してはならない。業務終了後も同様とする。

(6) 仕様書に記載がなくとも、技術上、当然すべき事項については、これを実施すること。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

10. 完了検査

(1) 受注者は、作業終了後、速やかに作業報告書（8の修繕写真含む）を提出すること。

(2) 本修繕作業は、本市が実施する完了検査の合格をもって完了とする。また手直しが生じた場合は、手直し作業終了後に本市による再検査を実施し、検査合格をもって完了とする。